



園 雅生

Masao Dan

(パートナー)

2010 年弁護士登録（第一東京弁護士会）。2016 年からマニラに出向し、フィリピン案件全般を取り扱う。

[M-Dan@tmi.gr.jp](mailto:M-Dan@tmi.gr.jp)

## 実質的支配者（Beneficial Owner）情報の開示ルールの厳格化

### Point !

- ✓ 2026年1月1日施行、全ての企業により詳細な情報開示、厳格な情報管理が必要
- ✓ 議決権等保有基準は25%→20%に引下げ、開示情報の範囲は大幅に拡大（PEP該当性、連絡先、婚姻状況、支配権取得日等）
- ✓ 虐偽・未申告に対する罰則、及び記録保存義務の強化



生駒 大典

Hironori Ikoma

(アソシエイト)

2018 年弁護士登録（東京弁護士会）。マニラ首都圏の現地法律事務所に4年間の駐在経験。

[H-Ikoma@tmi.gr.jp](mailto:H-Ikoma@tmi.gr.jp)Ma. Luisa  
Manalaysay(外国法事務弁護士  
(フィリピン法))

2012年フィリピン弁護士会登録、2023年第一東京弁護士会外国法事務弁護士登録。

フィリピンの大手法律事務所を経て2023年からTMI総合法律事務所東京オフィス勤務。

2025年12月22日、フィリピン証券取引委員会（SEC）は、法人の透明性を高め、マネーロンダリングやテロ資金供与等の不法行為への悪用を防止することを目的として、新たな実質的支配者情報の開示ルール（Beneficial Ownership Disclosure Rules of 2026, SEC Memorandum Circular No.15-2025、以下「新ルール」）を公表しました。新ルールは2026年1月1日より施行され、既存の複数の通達を統合する包括的な改訂となっています。

本稿では、新ルールの概要と日系企業が留意すべき主要な変更点及び実務への影響について解説します。

### 【従前のルール】

新ルールの解説に先立ち、従前の実質的支配者に関する開示ルールの概要を整理します。

SEC登録企業は、GIS（General Information Sheet／年次報告書）及び（必要に応じて）BOTDフォーム（Beneficial Ownership Transparency Declaration Form）を通じて、実質的支配者（Beneficial Owner）に関する情報を当局（SEC）に申告することが求められていました。

実質的支配者（Beneficial Owner）とは、「法人等を究極的に所有又は支配する自然人、又は究極的な実効的支配を及ぼす自然人」をいいます<sup>i</sup>。具体的には、従前のルールにおいては、直接又は間接に当該会社の25%以上の議決権、資本等を保有する自然人（旧カテゴリーA）や、当該会社の運営又は方針決定に支配的な影響を及ぼす自然人（カテゴリーD）等がこれに該当すると規定されていました。

SECへの実質的支配者の申告に当たっては、「実質的支配者は存在しない」との申告や法人を実質的支配者として申告することは認められておらず、登録企業は、SECの定めるAからIまでの9つのカテゴリーのいずれかに属する自然人を申告することが義務付けられています<sup>ii</sup>。これらの点は、新ルールにおいても変更されていません。

具体的な申告内容としては、GISでは、SEC登録企業（フィリピン現地法人等）の実質的支配者を申告する一方、BOTDフォームでは、SEC登録企業にノミニー株主・ノミニー取締役が存在する場合<sup>iii</sup>に、ノミネーター（日本法人等）に関する実質的支配者の開示が求められていました。

### 【主な変更点】

新ルールでは、実質的支配者の判断基準、開示方法・開示事項の変更、罰則の強化などが行われています。主な変更点は次のとおりです。

## 1. 実質的支配者の判断基準の変更

実質的支配者の定義自体は変更されていませんが、実質的支配者のどの類型に該当するかの判断基準が変更されています。

従前、議決権等の保有に基づく実質的支配者（カテゴリーA）の基準は“直接又は間接に「25%以上」の議決権、資本等を保有する自然人”とされていましたが、新ルールでは、フィリピンのアンチ・マネーロンダリング評議会（Anti-Money Laundering Council : AMLC）の基準に合わせ、「20%以上」へと引き下げられました（新ルール6.1条a）。これにより、従来は報告対象ではなかった自然人が、新たに実質的支配者として開示対象となる可能性があるため、議決権の保有構造を精査する必要があります<sup>iv</sup>。

## 2. 記録保存義務の強化及び開示すべき実質的支配者情報の拡充

新ルールでは、SEC登録企業に対し、実質的支配者に関する情報を単にSECに提出するだけでなく、会社記録の一部として、常に正確かつ最新の情報を保持し、変更記録や裏付け資料とともに少なくとも5年間保管する義務が定められています（新ルール8条、10条）。また、GISにおいて開示すべき情報の範囲も拡充されており、従前の「氏名、住所、生年月日、国籍、納税者識別番号（TIN）、保有比率」に加え、「性別、電話番号、メールアドレス、婚姻状況、PEP（重要な公的地位を有する者）該当性<sup>v</sup>、支配権取得日」など、より詳細な情報を開示する必要があります。

## 3. 「実質的支配者レジストリ」による申告への移行

新ルールでは、第三者のために会社の発起人、取締役、又は株主となっている者（ノミニー）は、自己がノミニーである旨及び指名者（ノミネーター）に関する情報をSECに開示すべき旨が規定されています（新ルール13条）。指名者が法人である場合には、当該法人の実質的支配者に関する情報についても開示が求められます。

当該規定は、従前、BOTDフォームの提出により行われていた申告と同趣旨の内容となっています。もっとも、新ルールでは、オンライン上で所定の方法で開示することのみが規定されており、具体的な申告方法や既存のBOTDフォームとの関係については明らかではありません。したがって、新ルール施行後にどのような方法で申告を行うことになるのかについては、SECからの追加の通達等を確認する必要があります。

なお、SECへの匿名照会によれば、従前のBOTDフォームの提出制度は当面存続し、HARBOR（後述）には統合されない予定とされています。

## 4. 変更通知期限の短縮

実質的支配者の情報に変更が生じた場合、従前は変更から30暦日以内の報告が求められていましたが、新ルールではこれが7暦日以内に短縮されました（新ルール21.2条）。土日祝日を含めて7日という短い期間で報告を行う必要がある点に留意が必要です。

## 5. ノミニー（名義人）によるノミネーター情報の開示義務

従来は、SEC登録企業の実質的支配者の情報はGIS（年次報告書）の一部としてSECに提出されていましたが、新ルールでは、「実質的支配者レジストリ（Beneficial Ownership Registry）」として新設される予定のHierarchical Applicable Relations and Beneficial Ownership Registry（HARBOR）を通じて提出されることになります（新ルール22.1条、SECへの照会）。

SECはHARBORを2026年1月に稼働予定としていますが、本ニュースレターの執筆時点においてはまだ運用が開始されていません。運用が開始されるまでの間は、従前どおり現行のGISフォームを用い、SECの電子提出システム（eFAST）を通じて申告を行うこととされています（新ルール31.2条）。HARBORの利用が開始された後は、GISの様式から実質的支配者情報の記載欄が削除される予定です。

## 6. 罰則の強化

新ルールでは、実質的支配者情報の虚偽申告や未申告に対する罰則が大幅に強化されています（新ルール25条）。

- 法人に対する罰則:** 虚偽の申告があった場合には、法人に対して最大200万フィリピンペソの罰金が科されるほか、事案の重大性によっては当該法人の解散命令が発出される可能性もあります。
- 役員個人に対する罰則:** 適切な注意義務 (Due Diligence) を尽くさず、虚偽又は不正確な申告を行った取締役や役員に対しては、最大100万フィリピンペソの罰金及び最長5年間の役員就任禁止が科されます。

### 【新ルールへの対応時期】

既存の法人については、新ルール施行後、最初にGISを提出する際に、新ルールに則った申告を行う必要があるとされています。他方、新規に設立される法人については、設立時に新ルールに即した申告を行う必要があります（新ルール21.1条）。

したがって、既にフィリピンに存在する法人に関しては、2026年1月1日以降にGISを提出する際に、新ルールに基づく申告を行う必要があります。通常は定時株主総会の後にGISを提出することとなるため、この時点までに新ルールに即した申告内容を準備することとなります。

### 【実務上の対応事項】

新ルールの施行を踏まえ、SEC登録企業においては、最初の申告のタイミングまでに、新ルールに沿った申告を行うための準備を行う必要があります。具体的に必要となる準備としては、一般的には、下記のようなものが考えられます。

- 実質的支配者の再検討:** 直接又は間接に20%以上の議決権等を保有する自然人の有無を再確認する必要があります。
- 実質的支配者情報の収集:** PEP（重要な公的地位を有する者）該当性や連絡先情報等、追加で開示が必要な情報の収集が求められます。
- 記録保存義務への対応:** 実質的支配者情報の更新プロセスを社内で明確化するとともに、株主構成の変更や支配関係の変動が生じた場合に、関連資料を適切に保存・管理できる体制を整備する必要があります。

### 【まとめ】

実質的支配者に関する開示ルールは、近時、国際的にも重要性が高まっており、今後、当局による監督・執行が強化されることが見込まれます。他方で、実務上は、従前のルール下においても、GISにおいて実質的支配者を正確に申告できていない例や、ノミニー関係が存在するにもかかわらず、BOTDフォームの提出が行われていない例が散見されます。

新ルールの施行を契機として、日系企業各社においては、実質的支配者の判断及び関連する申告の内容について、改めて点検・整理を行うことが望まれます。

### 【新旧ルールの対照表】

項目	旧ルール	新ルール
議決権等の保有比率の閾値	直接又は間接に 25%以上の議決権・株式・資本を保有する場合	直接又は間接に 20%以上の議決権・株式・資本を保有する場合
申告方法	GIS（年次報告書）の一部として提出	独立したオンライン上の実質的支配者レジストリ (HARBOR) を通じて申告
変更の申告通知期限	変更発生から 30 曆日以内	変更発生から 7 曆日（土日祝日含む）以内
開示情報の項目	氏名、住所、生年月日、国籍、納税者識別番号 (TIN) 及び保有比率	左記に加え、性別、電話番号、メールアドレス、婚姻状況、PEP（重要な公的地位を有する者）該当性、支配権取得日
ノミニー（名義人）報告	BOTD フォームを提出 (SEC MC No. 1-2021)	オンライン上で所定の方法で開示、BOTD フォームも併存
虚偽申告時の罰則	最大 200 万ペソの罰金	最大 200 万ペソの罰金、法人の解散等
未申告時の罰則（法人）	利益剰余金に応じ、初回 1 万ペソ	財務状況に応じ、初回 5 万ペソ
取締役・役員の個人責任	最大 10 万ペソの罰金	最大 100 万ペソの罰金、及び 5 年間の役員就任禁止等

## 【実質的支配者の判断基準】\*下線部は変更箇所

Category	Description
A	Natural person(s) owning, directly or indirectly or through a chain of ownership, at least twenty percent (20%) of the voting rights, voting shares or capital of the reporting entity. 直接又は間接に 20%以上の議決権、資本等を保有する自然人
B	Natural person(s) who exercise control over the reporting entity through any contract, understanding, relationship, intermediary or tiered entity. 契約等に基づいて当該会社への支配を及ぼしている自然人
C	Natural person(s) having the ability to elect a majority of the board of directors/trustees, or any similar body, of the reporting entity. 当該会社の取締役会の構成員の過半数を選任する権限を有する自然人
D	Natural person(s) having the ability to exert a dominant influence over the management or policies of the reporting entity. 当該会社の運営又は方針決定に支配的な影響を及ぼす自然人
E	Natural person(s) whose directions, instructions or wishes in conducting the affairs of the reporting entity are carried out by a majority of the board members. 取締役会等の機関の過半数の構成員に対して、その指示や意向に沿って行為させられる自然人
F	Natural person(s) acting as stewards of properties of the reporting entity, where such properties are under the care or administration of said natural person(s). 法人の財産を管理している自然人
G	Natural person(s) who actually own or control the reporting entity through nominee shareholders or nominee directors acting for or on behalf of such natural persons. ノミニー株主又は取締役を通じて当該会社を所有又は支配している自然人
H	Natural person(s) ultimately owning or controlling or exercising ultimate effective control through other means not falling under any of the foregoing categories including substantial benefits such as exclusive use of the reporting entity's assets, receipt of profits and liquidating dividends, among others. 上記以外の手段により、会社を最終的に所有又は支配している、あるいは会社に対して最終的な実効支配を行使している自然人。これには当該会社の資産の独占的使用、利益や清算配当の受領などの実質的な利益の享受を含む。
I	Natural person(s) exercising control through senior management positions within the reporting entity. This category is applicable only when no natural person is identifiable under Categories A through H after exhausting reasonable means of identification. If there are multiple persons in the same level of seniority, all such persons shall be identified as beneficial owners. 会社内の地位を通じて支配力を行使する自然人 (A~H の該当がない場合に適用)。本カテゴリーは、合理的手段を尽くしてもカテゴリーA から H に該当する自然人が特定できない場合にのみ適用される。なお、同等の地位にある者が複数存在する場合は、その全員を実質的支配者として特定しなければならない。

<sup>i</sup> SEC MC No.1-2021第2条c<sup>ii</sup> 法人に対して支配を及ぼす自然人が存在しない場合（例えば、日本の親会社が上場企業である場合等）には、当該会社の取締役会の構成員等を実質的支配者として申告することが実務的に行われています。<sup>iii</sup> 日本の親会社の従業員が現地に派遣されて取締役となるような場合には、多くの場合、当該取締役は、親会社をノミネーターとする、ノミニー株主かノミニー取締役に該当します。<sup>iv</sup> 議決権を間接に保有する場合の保有比率の考え方については、従前の通達 (SEC MEMORANDUM CIRCULAR NO. 15-2019, <https://www.sec.gov.ph/mc-2019/mc-no-15-s-2019/#gsc.tab=0>) において示されています。<sup>v</sup> 国會議員や政府機関の上級役職者等が該当します。